埼玉の福祉広報

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

つながりをチカラに

S・A・I

String
つなぎあわせる

Approach
近づく

Information
情報

埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」

2024
11

埼玉県社会福祉協議会フォトコンテスト 入賞作品 **「木枯し」** 松本 光治さん（皆野町） 撮影場所：秩父市

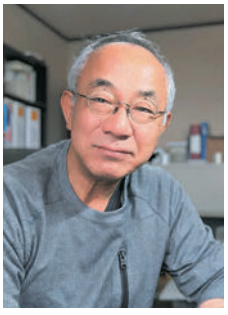

巻頭インタビュー

子育て中の〝緊急〟を地域でサポート

～育児と仕事を両立できる世の中に～

NPO法人 病児保育を作る会 代表
賀川 祐二さん

福祉を考える　福祉現場でのカスタマーハラスメント対策について（その1）
株式会社ウィ・キャン　代表取締役　濱川 博招さん

今月のキラリ　ママたちが運営するマルシェで育児の悩みを共有し、孤立を解消
神社deままマルシェ（越谷市）

シャキっと！と埼玉県社協　保育士・保育所向け貸付事業のご案内　他

共同募金の助成金で発行しています

子育て中の〝緊急〟を地域でサポート

～育児と仕事を両立できる世の中に～

子育て中の働く女性が直面する厳しい現実を前職で知った、賀川祐二さん。自身も共働きで、こどもが風邪をひいた時に預かり先がない経験をしたことから、「病児保育を作る会」を設立しました。

今回は安心して子育てができるために立ち上げた活動への思いについて伺いました。

「病児保育を作る会」はどのようなきっかけで始められたのですか。

以前は就職情報誌や就職サイトを作る会社に勤めていました。私は広告営業や販売促進を担当していましたが、子育て中の女性が仕事を続けるのは難しく、また、企業側が子育て世代の採用を渋る現状がありました。

私にはこどもが二人いますが、上の子は身体が弱く、保育所に入った初年度は風邪をひいて70回くらい休んでいます。フルタイム勤務の妻に休んでもらうことが多く、夫婦間がぎくしゃくすることもありました。病気のこどもを預かってくれる施設が家の近くになく、それなら自分が預かる事業を始めようと思ったのです。

病児保育を始めることだけを決めて、２００４年に38歳で退職し、仲間を集めるために起業塾に入りました。そこで知り合った自治体職員や医師、看護師、保育士、学生たちと２００５年にＮＰＯ法人「病児保育を作る会」を設立しました。

どのように活動を進めていったのですか。

当初はベビーシッタータイプ（訪問型）で、風邪をひいたお子さんに限定して、仲間の住まいや勤務先がある東京都の東部と埼玉県は川越市で始めました。その後は活動範囲を広げるため、自治体を訪問したり、協働をコンセプトにしたコンテストに応募したりしました。

その頃、国が主導する病児・緊急預かり対応基盤整備事業があることを知りました。現在のファミリー・サポート・センター事業の類型の一つで、病児・緊急対応強化事業の前身ですが、その事業を各都道府県で広めていくというのが国の方

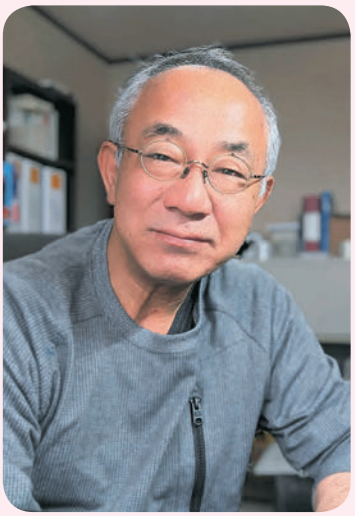

NPO法人 病児保育を作る会 代表

賀川（かがわ） 祐二（ゆうじ）さん

1966年札幌市生まれ。2004年に38歳で脱サラして病児保育事業を目指す。2005年12月にNPO法人「病児保育を作る会」を設立。埼玉県内の緊急サポート利用登録者数約20,522人、サポーター約1,500人。その他、各自治体のファミリー・サポート・センター事業や、さいたま市子育てヘルパー派遣事業、蓮田市子育て世帯訪問支援事業など子育て支援に関わるさまざまな事業を受託・運営する。

針でした。埼玉県では当時、ある社会福祉法人が請け負っていましたが、その法人から、所沢や三郷など数カ所を受け継いでやらせていただけることになりました。

活動は順調に進んだのですね。

実はその後、国はその事業を2008年度で廃止するとしました。実績を出していた自治体もあり、多くの方がやめないでほしいと国に働きかけたことから、2010年度まで、2年間の時限措置として復活しました。

私たちも国に申し出て、この事業の埼玉県担当になったのです。話し合いの上で、社会福祉法人が請け負っていた事業の会員を引き継ぎました。

それからは、2年後に各自治体の事業になるよう自治体との折衝を重ね、サポートを行える人も増やしました。そして2年後、11市3町の子育て支援の緊急サポート事業として、私たちが受託しました。

現在の埼玉県内の状況を教えてください。

国の事業が廃止と決まった時に、所沢市だけがすぐに独自で予算を付けました。2009年度と2010年度、所沢市は市の事業として、他の自治体は国の事業として行い、2011年度からは全て各自治体事業として行うようになりました。現在、埼玉県の緊急サポートセンター事業は国内では一番多いのですが、最初の所沢市の実績があって成り立っていると思っています。

また、埼玉県内の全自治体とお話しさせていただき、各自治体が参入しやすいような料金体系にしました。現在、私たちは「緊急サポートセンター埼玉」として40カ所の自治体から委託を受けています。

これまでの活動で印象に残っているエピソードがあればお聞かせください。

会員はほぼ100%インターネットによる登録です。こどもが新たに誕生すると会員自身で登録内容を更新するので、私たちも知ることができます。登録のこどもが増えたということは自分たちの活動が世の中に少しは役立っているのかなと、シンプルに嬉しいです。

「病気のこどもを遠くの施設に連れていくのは負担が大きいが、家の近くで預かってもらえて助かった」「自分が病気になった時に病院に行けないので役に立った」といった感謝の言葉を多くいただきます。

今後どのように進めていきたいとお考えですか。

緊急サポートの依頼は、8割が緊急の一時預かりや送迎で、風邪のお子さんの預かりが2割くらいです。ファミリーサポートのみで緊急サポートがない地域も緊急時の需要はあるので、現在も対応できる地域を広げています。地域が広がると、自分の町では預かってくれる人がいなくても、隣町なら預かってくれるなど、利用者にメリットがあるので、なるべく広い地域で対応できるようにしていきたいと思っています。

また、八潮市では市役所が新庁舎になったことを機会に、今年度から私たちが市役所に設けられた子育て支援の相談窓口を担うことになりました。新庁舎にはそれまで別の場所にあった保健センターも入り、助産師や保健師が相談を受けているので、今後、私たちの緊急サポートをさらに住民にお伝えできるのではと思っています。

読者である民生委員・児童委員、市町村社協の方々へメッセージをお願いします。

まだまだ緊急サポートの事業は認知度が低いので、民生委員・児童委員の皆さんにぜひ知っていただき、地域の子育て中の方にお伝えいただきたいです。地域にこうしたサポートがあることを知らずに登録しないのはあまりにもったいないです。

そして市町村社協や地域の方々には、ボランティアをしたいという方々に緊急サポートについてご紹介いただき、担い手としてサポート会員登録をお勧めいただければありがたく思います。隙間時間や単発の活動も可能なので、こどもが好きな方にはぴったりだと思います。

緊急サポートセンター事業

緊急時の病児保育や一時保育、一時預かり、送迎、宿泊保育などに対応し、主に緊急一時的な活動が中心。支援をしてほしい人（利用会員）と支援したい人（サポート会員）双方が合意のもとで行う会員組織による活動。センターは会員間の調整等を行う。利用会員は事前に会員登録（無料）し、同センターへ利用を申し込む。サポート会員は４回の研修受講後に会員登録（有償ボランティア）。

※ファミリー・サポート・センター事業は主に継続的・定期的活動が中心。支援対象に病児や病後児は含まれない。

福祉現場での
カスタマーハラスメント対策について(その1)

株式会社ウィ・キャン　代表取締役　濱川　博招

福祉を考える

人材確保や定着のため、福祉の現場で職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図ることが求められています。

今月号では、ハラスメントのうち、顧客等からの不当・悪質なクレーム（カスタマーハラスメント）について、どのように対応すればよいかを考えます。

カスタマーハラスメントを巡る動向

東京都では令和6年7月にカスタマーハラスメント防止条例（仮称）の基本的な考え方を発表しました。基本的な考え方は①カスタマーハラスメントの禁止、②都、顧客等、就業者、事業者の責務を規定、③カスタマーハラスメントの防止に関する指針を定め、都が実施する施策の推進、事業者による措置等を規定という3点を柱として構成されます。特に用語については細かく定義され、従来あいまいであったカスタマーハラスメントの基準を設定しています。埼玉県においては、これに先立ち、令和4年12月から医療介護従事者のハラスメント相談窓口を設置しています。

その背景の一つに介護職員の慢性的人材不足があります。カスタマーハラスメントを受けたスタッフは精神的に大きなダメージを受け、直接的間接的な離職につながります。最近は介護職員の離職率は減少傾向にありますが、介護分野に新たな人材を確保するためにも安全な職場づくりは必須の条件と考えます。

カスタマーハラスメント対策には、「個人的に対策すること」と「組織として対策すること」のどちらも必要です。

埼玉県介護・障害福祉事業所等
暴力・ハラスメント相談センター

TEL：048-783-5263
相談時間
月～金曜日　9:00～17:00
（ただし、祝日・年末年始12/29～1/3は除く）

個人としてのハラスメント対策

今回は、個人としてのハラスメント対策の基本について考えていきます。

1.　一人で悩まない

多くのハラスメントは、密室もしくは人数の少ないところで発生し、他の人が気づきにくいことが特徴です。また、被害を受けている本人も報告することに対して、躊躇する傾向があります。

一人で悩む時間が長ければ長いほど、重篤な事態を招きます。

まず、自分が「おかしいな」と違和感を持った時点で、誰かに相談しましょう。

2.　我慢しない

利用者・患者から暴言や暴力、セクハラを受けても我慢する人がいます。どんなに我慢強い人でも継続すれば、精神的に悪影響を及ぼすことはもちろんですが、利用者・患者からのハラスメントがエスカレートします。二人だけの関係に留まらず、例えば、他の利用者に対する介護時の対応や同僚に対する振る舞い等にその影響が出てきます。

あなた自身がハラスメント加害者にならないためにも、絶対我慢しないでください。ダメなことは「絶対に許さない」という勇気をもってください。

3.　接遇の基本を習得しておく

福祉現場の仕事は、人と人との関係で成り立っています。相手に対して、不満や不安を与えないことも重要な要素です。担当者の交代時に、「自己紹介をしなかった」という理由で疎まれた例もあります。些細な言葉づかい・立ち居振る舞いは、皆さんが考える以上に重要です。

接遇の基本の「挨拶」「言葉づかい」「身だしなみ」を見直し、その上で、第一印象を良くするための自己紹介の方法等をトレーニングしてください。特に、認知症や警戒心の強い高齢者は、第一印象で「快」か「不快」、「敵」か「味方」を判断するとも言われています。

次回は、組織としてのハラスメント対策について考えます。

今月のキラリ

さまざまな団体の
キラリとした活動を紹介

ママたちが運営するマルシェで育児の悩みを共有し、孤立を解消

神社deままマルシェ（越谷市）

育児のストレスから解放され、ゆったり楽しめるマルシェを、ママたちが企画・運営。育児の悩みを共有して、ママ同士がつながる場になっています。

越谷香取神社は開放的で誰もが気軽に立ち寄れる空間であり、小さいながらも授乳室やおむつ交換室が備わっていたことから会場に決めました。

北越谷駅から歩いて数分の越谷香取神社で、月1回（平日の10時～14時）「神社deままマルシェ」が開催されます。キッチンカー、手作りのアクセサリーや雑貨の販売、地元農家の野菜販売など約30店舗が出店し、ベビーカーを押す地域のママたちが訪れ、まるで縁日のようなにぎわいを見せます。

このイベントはママたちのリフレッシュと交流を目的としたもので、ママたちで構成される「神社でままマルシェ実行委員会」が主催。子育ての疑問や悩みを専門職に相談できるブースを設置したり、参加者同士が情報共有し、つながるための「お話し会」を開催したりしています。無料託児サービスも実施して、一人で羽を伸ばせる時間を楽しむことができます。

このマルシェが立ち上がったきっかけは、代表の増田具子さんの苦しい育児経験でした。39歳で長男を出産後、孤立感や自分の時間を持てないストレスなどから産後うつのような状態に陥ってしまったといいます。

ところが、NPO法人が主催する吉川市のマルシェに出かけた時、とても居心地のよい空間のなかでスタッフから温かい言葉を掛けられ、楽しい時間を過ごすことができたのです。

「越谷でもこのようなマルシェを立ち上げたい」と考えた増田さんは、主催するNPO法人からノウハウを学び、越谷しらこばと基金助成金を活用して、2019年6月に第1回を開催。約500人のママが集まって盛況を収めたことで、あらためてニーズの高さを確認することができました。

参加したママたちがボランティアとして活動

第2回以降、月に一度開催することで、マルシェの認知度が高まるとともに、多種多様な分野の企業や団体のブースが並ぶようになりました。

「参加者は未就学児のママですので、その方たちに向けた商材をもっている企業や団体に声を掛けることで、協力関係を広げていきました」と増田さん。例えば生協の宅配サービスは育児中のママにとって非常に便利なもので、生協側も効果的な宣伝活動ができるため、出店につながるということです。

一方、ボランティアの多くはマルシェに参加経験のあるママたちで、現在は約70人が登録。そのうち毎回、20数人が協力し、受付業務や設営作業、見守り業務などを担っています。

マルシェの事業が軌道に乗るなか、「ママたちが駆け込める場が欲しい」と今年の9月に、子育て支援の拠点スペースとなる「ガヤラボ」をオープン。サロン活動だけでなく、個人の仕事にも休息にも遊びにも使えるレンタルスペースが備わっています。

マルシェから始まったママたちの活動が、どのような広がりを見せていくのか期待が膨らみます。

神社でままマルシェ実行委員会 代表 増田具子（ともこ）さん
一児の母であり、WEB制作会社の代表取締役としても活躍。新しくオープンした、子育て拠点スペース「ガヤラボ」の代表役員も務めています。

保育士・保育所向け貸付事業のご案内

県社協では、保育士・保育所向けに、就職支援・人材確保のための貸付を行っています。ぜひご活用ください。

未就学児を持つ保育士を支援します！

すでに在籍している保育士の方でも、令和6年度に産育休から職場復帰した方であれば対象です！

保育士のこどもの保育料の一部を貸付（保育所復帰支援貸付）

令和6年度に保育士として新たに就職する又は産後休暇・育児休業から復帰する保育士（※）の方で、未就学児を養育しており、保育所等への入所が決定している場合、その保育料の一部をお貸しします。**県内の保育所等で2年間勤務を継続**すると、**返済が不要**になります。

※県内（さいたま市を除く）の保育所等で週20時間以上保育士として勤務。

貸付額　最大 1年間　保育料の半額（月額上限27,000円）　令和5年度　68人利用

県内事業所の保育士の採用・定着、労働環境整備を支援します！

新卒保育士を採用する保育所に就職準備金を貸付（新卒保育士就職準備金貸付）

令和6年度に新卒保育士の採用（常勤保育士）を内定する県内の保育所等を運営する法人等に対し、内定した保育士の就職準備金を無利子でお貸しします。貸付金は、法人等から新卒保育士に給付又は貸付をしていただきます。採用した**新卒保育士が2年間勤務を継続**した場合、**返済が不要**になります。

貸付額　新卒保育士1人あたり 20万円（市町村によっては、貸付額は15万円となり、保育事業者が5万円負担）　令和5年度　411人利用

保育補助者の雇用に必要な費用を貸付（保育補助者雇上費貸付）

令和6年度に新たに保育補助者を雇用し保育士の労働環境改善に取り組む保育事業者に対し、保育補助者の雇用に必要な費用を無利子でお貸しします。雇用した**保育補助者が保育士資格を取得**すると、**返済が不要**になります。

貸付額　最大 3年間　年額最大 295万3千円　令和5年度　6事業所利用

新たに県内保育所等に就職した保育士の方向け就職準備金の貸付も実施しています！

◆貸付には複数の要件があります。必ず県社協ホームページで詳細をご確認ください。

埼玉県社協　保育分野貸付

福祉人材センター　TEL：048-824-3370

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です。

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつあります。一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩みを周囲に相談できない状況があります。

埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発を行い、ケアラー支援への理解と協力の輪を広げ、ケアラーが孤立することのない社会の実現に取り組んでいます。

※詳しくは県HPをご覧ください。

埼玉県福祉部地域包括ケア課　TEL：048-830-3256

埼玉県社協地域連携課　TEL：048-822-1248

高校・大学などへの入学・修学を希望している方に「教育支援資金」の貸付を行っています

「進学したいけど学費が不安」「奨学金の申込みに間に合わなかった」
このような困りごとがある方に、県社協では教育支援資金貸付を行っています。入学金・授業料・通学費・教科書代などに活用できます。詳しくは、お住まいの市町村社協にご相談ください。

【対　象　世　帯】世帯の収入が一定の基準に当てはまる世帯（地域・家族構成等で算出されます）
【対象となる学校と貸付金額】

対象となる学校	教育支援費（貸付上限月額・主な使途）		就学支度費　※入学時のみ（貸付上限額・主な使途）	
①高等学校	35,000円/月	修学中に必要とする授業料等の各種経費や、通学定期代等	500,000円	入学時にかかる入学金・制服代や、学校で購入を指定されているパソコンの経費　等
②高等専門学校	60,000円/月			
③短期大学 専門職短期大学 専門学校				
④大学 専門職大学	65,000円/月			

【償還（返済）期間】20年以内（卒業して6か月後から償還（返済）が開始します）
【　利　　子　】無利子
【受　付　期　間】通年
【受付・相談窓口】お住まいの市町村社協

【お申込み前にご確認いただきたいこと】
① 修学する本人が資金の申込者（借受人）、世帯の生計中心者（主に親）が連帯借受人となります。
② 教育支援資金より優先して利用していただくことが必要な奨学金（他制度）があります。
③ 受験する学校が決まっていれば、入学（合格発表）前でも申込みができます。
④ 申込みは1年ごとに必要です（相談・申込みは通年で受付しています）。
⑤ 民生委員との面談が必要になります。
⑥ 貸付には審査があります。

資金課　TEL：048-822-1192

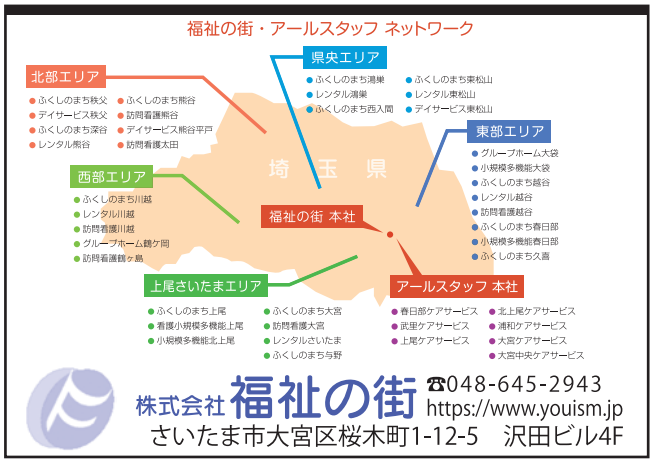

株式会社 福祉の街　☎048-645-2943
https://www.youism.jp
さいたま市大宮区桜木町1-12-5　沢田ビル4F

介護のことなら何でもお気軽に
ご相談ください！
無料カタログ
お送りします

福祉用具のレンタル・販売 / 住宅改修
Silver HOXON シルバーホクソン
通話無料　ローゴ　ヨロシク
0120-65-4649 川口市中青木 2-22-34

掲載広告募集中！お問い合わせは地域連携課まで　　TEL：048-822-1248

令和6年度「NHK歳末たすけあい」が始まります

「ＮＨＫ歳末たすけあい」は、12月1日から12月25日まで行われます。
皆さまからいただいた寄付金は、アフターコロナにおける地域のつながりを再構築するための住民福祉活動などへ助成されます。皆さまのご協力をお待ちしています。

こどもたちの学習支援活動に

◆ＮＨＫ歳末たすけあいの成り立ち

社会福祉への関心を示していたＮＨＫが、中央共同募金会と連携して昭和26年（1951年）から始まった募金運動です。当時は、戦災者や引揚者のために募金が活用されていました。
ＮＨＫは、テレビ等を通じて募金への協力の呼びかけを行い、県共同募金会は、寄付金の受け入れと使いみちの決定を行っています。

寄付の方法

受付窓口　埼玉県共同募金会事務局
受付時間　8：30～17：15（平日のみ）

金融機関からのお振込み
郵便局・ゆうちょ銀行直営店、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫等の各金融機関、農協に備え付けてある専用の振込用紙をご利用いただくと、振込手数料はかかりません。

募金箱設置　ＮＨＫさいたま放送局
所 在 地　さいたま市浦和区常盤6-1-21
受付時間　9：30～18：00（平日（月～金））

◆令和6年度共同募金運動のキックオフイベントを開催しました！

10月1日（火）の午前8時から30分間、浦和駅、大宮駅、川口駅において、募金運動の開始を告げるキックオフイベントを開催しました。
当日は、学生の皆さんなど多くのボランティアの方々にご協力をいただき、合計271,056円の募金がありました。
募金にご協力いただいた皆さま、ボランティアの皆さま、ご協力ありがとうございました。

社会福祉法人埼玉県共同募金会　年間を通して助成要望を受け付けています。
〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-4045　FAX 048-824-9819　赤い羽根さいたま　検索

ネット募金受け付け中!

令和6年度
社会福祉施設総合損害補償
しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます
ふくしの保険　検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などに
スケールメリットを活かした割安な保険料で充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、動産総合保険等）

❶ 基本補償（賠償・見舞）

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故	身体賠償（1名・1事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（1名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5～7万円 通院時 1～3.5万円

保険期間1年

▶年額保険料（掛金）

	定員	基本補償（A型）
基本補償（A型）	1～50名	35,000～61,460円
	51～100名	68,270～97,000円
	100名以降1名～10名増ごと	1,500円

付見舞費用補償（B型）：基本補償（A型）保険料 ＋ 【見舞費用加算】定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

プラン2 施設利用者の補償
プラン3 職員等の補償
プラン4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（SJ23-11446より抜粋）

障害者OK
令和6年11月15日発行　毎月1回15日発行　NO.800
発行所：社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会　〒330－8529　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65　彩の国すこやかプラザ内
TEL 048（822）1248　FAX 048（822）3078　ご意見やご感想は地域連携課まで